

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、すべてのステークホルダーの期待に応える適正な企業経営を遂行するため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要課題と認識し、経営環境の変化に対応できるよう経営判断の迅速化や経営の効率化を進めるとともに、経営の透明性の向上に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-2】

当社では、株主が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めています。また、当社は現時点では招集通知発送前に自社ホームページ等に招集通知全文を掲載していませんが、今後検討して参ります。

【補充原則1-2-4】

議決権の電子行使については、株主・投資家の意見・要望も参考にしつつ、各種手続・費用等を勘案し、検討を進めて参ります。招集通知の英訳につきましては、外国人株主比率が20%を超えた段階で検討して参ります。

【補充原則3-1-2】

当社の株主構成を踏まえ、英語版の当社ホームページを開設しております。招集通知の英訳は、外国人株主比率が20%を超えた段階で検討して参ります。

【原則4-8】

当社では、社外役員の独立性基準を満たす独立社外取締役1名と社外監査役2名を選任し、その役割を十分果たしており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしています。

【補充原則4-10-1】

当社では、独立社外取締役を1名選任しており、自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っています。なお、取締役の指名、報酬の見直しに際しては、社外取締役に意見、助言を求めています。

【補充原則4-11-3】

取締役会全体の実効性の分析・評価及びその開示については、今後の検討事項とします。

【補充原則4-14-2】

取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示については、今後の検討事項とします。

【補充原則5-1-2】

- (1) 株主との対話は、経営管理部門が統括し、決算説明会等の様々な取り組みを通じて、積極的な対応を心がけていく予定です。
- (3) 現在は、個別面談以外の対話の手段はありませんが、今後は証券取引所が開催する説明会等への参加を検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

当社における政策保有株式は、取引先との長期的・安定的な関係の構築や、営業推進などを目的として、中長期的な企業価値向上の観点から保有しています。
 議決権行使につきましては、上記の政策保有の目的と発行会社の健全な経営、企業価値向上等を総合的に勘案し、適切に対応をしています。

【原則1-7】

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。当社取締役及び監査役が、実質的に支配する法人及び主要株主の当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えています。

【原則3-1】

- (1) 経営理念や経営戦略を当社ホームページ、有価証券報告書等にて開示しています。
- (2) コーポレートガバナンスの基本方針をコーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書等にて開示しています。
- (3) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針を有価証券報告書にて開示しています。
- (4) 取締役、監査役候補の指名に当たっての方針、手続きについての規定は定めておりませんが、知識、経験、能力等を総合的に判断し、取締役会、監査役会で選定しております。また、社外取締役及び社外監査役の選任に係る社外役員の要件については、会社法及び証券取引所の定める基準を適用し、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しています。
- (5) 新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の概要を株主総会招集通知で公表しています。

【補充原則4-1-1】

取締役会は、法令に定めのある事項並びに定款及び取締役会規程に記載の事項について決議をしています。それ以外の重要事項については、社外役員を除く取締役・監査役及び経営陣幹部を構成員とする経営会議により決定しています。

【原則4-9】

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針はいずれも定めておりませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しています。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、取締役が5～8名、監査役は3～4名の規模で構成しています。また、社外取締役1～2名、社外監査役2～3名とすることを基本的な考え方としています。

取締役には、各事業分野に精通した業務執行取締役と、内部統制、企業法務、コンプライアンス及びリスクマネジメントに精通した弁護士等の多様な専門性を有する社外取締役を選任しています。また、監査役には、監督行政の経験者及びコンサルタント、公認会計士等の高い専門性を有する社外監査役を選任しています。なお、選任には、事業の競争力を向上させながら、健全で持続可能な成長が図れるよう、監督的立場である社外役員の知識・経験にも十分配慮しながら、取締役会全体のバランスを考慮しています。

【補充原則4-11-2】

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っています。

社外取締役1名、各担当取締役全員は他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっています。

常勤監査役は、他社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっています。

【原則5-1】

当社では、経営管理部門をIR担当部門としています。また、株主や投資家に対しては、経営管理部門が必要に応じて株主や投資家からの対話要望に応じています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
名古屋電機工業社員持株会	656,900	10.22
服部 正裕	564,400	8.78
有限会社名電興産	540,000	8.40
服部 哲二	440,000	6.85
牧野 弘和	305,700	4.76
福谷 桂子	254,000	3.95
株式会社三菱東京UFJ銀行	236,000	3.67
日本信号株式会社	220,000	3.42
第一実業株式会社	170,000	2.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	144,000	2.24

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3月

業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
赤澤 義文	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤澤 義文	○	——	当社の社外監査役在任期間において、弁護士として企業法務に関する豊富な知識や経験に基づき、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たしていただきました。この度、専門的かつ中立的立場から当社の経営監督を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しました。 名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断した為、独立役員として指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査は監査統括室の1名が「監査実施要領」に基づき各本部および各支店営業所に対して定期的に実施しております。監査統括室は監査役に対して適宜報告をしております。
 監査役監査につきましては、監査役会にて策定された監査計画に基づいて、取締役会等重要な会議への出席等により、取締役の職務遂行を監査しております。また、会計監査人とは意見交換を適宜開催しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
榎 泰邦	他の会社の出身者													
市原 裕也	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
榎 泰邦		――	外交官としての長年にわたる経験を通して培われた国際情勢・経済・文化等に関する高い見識を有しており、専門的かつ中立的立場から当社の経営監視をお願いしております。
市原 裕也		――	会計士として企業の財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、専門的かつ中立的立場から当社の経営監視をお願いしております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

インセンティブの付与に関する環境が熟していないため、現在は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2014年4月～2015年3月

取締役(社外取締役除く)報酬の総額は125,387千円

監査役(社外監査役除く)報酬の総額は15,400千円

社外役員報酬の総額は6,200千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等は、世間水準および経営内容、従業員給与等のバランスを考慮し、株主総会が決定した報酬等の総額の限度内において取締役会または監査役協議で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役へは常勤監査役が会議の都度、事前に連絡および情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、適法かつ迅速、適切な意思決定ならびに経営監視をするために下記体制を採用しております。

・取締役会

取締役会は、社外取締役1名を含む7名の取締役で構成され、毎月1回の定例会を開催しております。取締役会では、経営方針・経営戦略等の重要事項に関する意思決定および重要な報告を行います。

なお、経営環境の変化に的確に対応できる経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

・監査役会

監査役制度を採用し、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成され、各監査役は監査役会で策定された監査方針、監査計画に基づき、取締役会や経営会議をはじめ重要な会議に出席するとともに、業務や財産の状況を調査するなどして、取締役の職務執行を十分に監視しています。

・経営会議

会社業務の全般的な執行方針を協議するため取締役ならびに各本部長で構成される経営会議を設置し、毎月1回開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しており、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人などの機関は、その法律上の機能を十分に果たしております。

また、取締役及び各本部長で構成される経営会議で会社業務の全般的な執行方針を協議しております。

意思決定および業務執行に対する社外視点による監視については、社外取締役1名と社外監査役2名が、専門的見地からその機能を十分に果たしております。

以上により、適法かつ迅速、適切な意思決定ならびに経営監視が実行できるコーポレート・ガバナンス体制が整っていることから、当社は現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況
実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信の開示情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部がIRの担当を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況
実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 全役職員の法令遵守を図るため、企業倫理方針を定めるとともに、企業倫理委員会は、倫理規程に基づき、コンプライアンス行動指針の遵守、研修の実施等により、全役職員のコンプライアンスの徹底を推進する。
- (2) 企業倫理ヘルプラインを設置し、企業倫理等に反する行為の未然防止と早期解決を図る。
- (3) 全役職員は、コンプライアンス行動指針を遵守し、反社会的勢力と一切関係を持たない。また、必要に応じて、警察、弁護士等の外部専門機関との連携をとり、反社会的勢力の排除に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び社内規程等に従い、適切に管理、保存する。
また、必要に応じて、定款、社内規程等の見直しを行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程に従い、継続的發展を脅かすリスクに対し、リスク管理委員会を組織し、適切なリスク管理体制の構築と維持に努める。
- (2) 情報管理規程に従い、情報の適切な活用及びそのリスク低減をするために、情報管理課が中心になり、情報システム管理体制の構築と維持に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、適宜取締役会を開催して審議・決定する。
- (2) 各部門に明確な目標値を設定し、その達成と収益の確保を図るため、年度計画を策定し、それに基づき経営会議を組織し業績管理を行う。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査役の業務を補助する使用人を置くものとする。

6. 使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する実効性確保に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助する使用人を置く場合は、その人事異動、人事考課については監査役の同意を得るものとする。
- (2) 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令のみに従うものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、当該事実に関することを速やかに監査役に報告する。
- (2) 取締役は全社的に影響を及ぼす重要な事実及び重要事項に関して取締役が決定した内容を速やかに監査役に報告する。
- (3) 監査役は、取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。
- (4) 監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

8. 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の請求した場合は、監査役の職務執行に必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は代表取締役社長、取締役、会計監査人、監査統括室とそれぞれ意見交換を適宜開催する。
- (2) 経営管理本部は監査役の事務を補助する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

全役職員は、コンプライアンス行動指針を遵守し、反社会的勢力と一切関係を持っておりません。また、必要に応じて、警察、弁護士等の外部専門機関との連携をとり、反社会的勢力の排除に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

